

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第六十八号

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第七条の二第四項及び第五項、第十八条、第二十一条第一項第一号及び第十二号並びに同条第二項第一号及び第三号の規定に基づき病床数の補正及び病院の人員等の基準について定めるとともに、病床の有効利用について必要な事項を定めることにより、本県における良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

### 第二章 病床数の補正及び病院の人員等の基準

#### (既存病床数及び申請病床数の補正)

**第三条** 法第七条の二第四項の規定による補正は、次に定めるところにより行うものとする。

一　国の開設する病院若しくは診療所であつて宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたものののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第二百八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床数又は法第七条の二第一項若しくは第二項の申請（以下「

申請」という。)に係る病床数に次の式により算定した数(次の式により算定した  
数が○・○五以下であるときは、○)を乗じて得た数を既存の病床数及び申請に係  
る病床数として算定する)。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、  
業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患  
者以外の者の数

---

#### 当該病床の利用者の数

---

一 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化  
治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院  
のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存  
の病床数及び申請に係る病床数に算定しないこと。

二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による介護老人保健施設(以下  
「介護老人保健施設」という。)の入所定員については、当該介護老人保健施設の  
入所定員数に○・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数と  
して算定すること。

四 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床  
数に算定しないこと。

五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平  
成十五年法律第二百十号)第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受け  
た指定入院医療機関である病院の病床(同法第四十二条第一項第一号又は第六十一  
条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに  
限る。)については、既存の病床数に算定しないこと。

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家  
族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又  
は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療  
病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床で  
あつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用い  
る他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、申請があつた日前の直近の九  
月三十日における数によるものとする。この場合において、申請があつた日前の直近  
の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実

績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

3 申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの数は、前項の規定にかかわらず、申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

#### (既存病床数の補正)

**第四条** 法第七条の二第五項の規定による補正は、介護老人保健施設の入所定員数に○

・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

#### (専属の薬剤師の設置の基準)

**第五条** 法第十八条の条例で定める基準は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

#### (病院の人員の基準)

**第六条** 法第二十一条第一項の規定により条例で定める病院の人員の基準は、次のとおりとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一は、その端数は一として計算する。）

二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた

数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができます。

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに

一

四 栄養士 病床数百以上の病院にあっては、一

五 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実情に応じた適当数

六 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当数

2 前項第一号から第三号までの入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

#### (病院の施設の基準)

**第七条** 法第二十一条第一項の規定により条例で定める病院の施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。

一 消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により纖維製品の減菌若しくは消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により、入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

二 談話室（療養病床を有する病院に限る。）療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。

三 食堂（療養病床を有する病院に限る。）内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

四 浴室（療養病床を有する病院に限る。）身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

#### (療養病床を有する診療所の人員の基準)

**第八条** 法第二十一条第二項の規定により条例で定める療養病床を有する診療所の人員の基準は、次のとおりとする。

一看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに  
一

三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

2 第六条第二項の規定は、前項第一号及び第二号に掲げる事項について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設の基準)

**第九条** 法第二十一条第二項の規定により条例で定める療養病床を有する診療所の施設の基準は、第七条第二号から第四号までに掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。

### 第三章 病床の有効利用等

(病床の有効利用)

**第十条** 病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所(次条において「病院等」という。)は、患者の病状及びその医療機能に応じた良質かつ適切な医療を提供するため、病床の有効利用を図るよう努めるものとする。

(報告)

**第十一條** 病院等は、病床の有効利用を通じた医療提供施設相互間の機能の分担に関する施策の推進を図るため知事が別に定めるところにより病床の利用の状況等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(既存病床数及び申請病床数の補正に係る経過措置)

2 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)附則第十三条の療養病床の転換を行つた介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行つた日から同日以後最初の医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十第一号の規定により療養病床及び一般病床に係る基準病床数を県において算定する日までの間に限り、第三条第一項第三号及び第四条中「入所定員数に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

3 前項に規定する介護老人保健施設以外の介護老人保健施設については、当分の間、第三条第一項第三号及び第四条の規定は、適用しない。

(病院等の人員の基準に係る経過措置)

4

精神病床を有する病院（医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科（医療法施行令（昭和二十三年政令第三百一十六号）第三条の二第一項第一号ハ又はニ（2）の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であつて、精神病床を有するものを除く。）については、当分の間、第六条第一項第一号中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）から減じた数を看護補助者と」とする。

5 療養病床を有する診療所の人員の基準は、当分の間、第八条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一。ただし、そのうちの一については、看護師又は准看護師とする。

二 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

6 療養病床を有する病院であつて、平成二十四年四月一日において健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（以下「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）が第六条第一項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院（以下「特定病院」という。）であるもののうち、その開設者が同年六月三十日までの間に特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出たものの看護師等の員数の基準は、平成三十年三月三十一日までの間は、当該各号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感

染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

## 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに

一

7 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第八条第一項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所（以下「特定診療所」という。）であるもののうち、その開設者が同年六月三十日までの間に特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出たものの看護師等の員数の基準は、平成三十年三月三十一日までの間は、当該各号の規定にかかるらず、次のとおりとする。

一看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに

一